

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成9年10月及び同年11月は24万円、10年4月及び同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月は22万円、同年8月から同年11月までは24万円、同年12月及び11年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月から同年7月までは24万円、同年8月は20万円、同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は17万円、同年12月は15万円、12年1月は16万円、同年2月は15万円、同年3月から同年5月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から同年12月1日まで
② 平成10年4月1日から12年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、家計簿に記録している給与から源泉徴収された厚生年金保険料の金額が、社会保険事務所(当時)の記録の標準報酬月額に対応する保険料額と一致しないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった家計簿に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と平成7年4月から10年3月までのオンライン記録における標準報酬月額は、申立期間①を除きすべて一致していることが確認できる。

また、当該家計簿は、各年に市販されたものを使用していることから、申立期間当時に書かれていることが明らかであり、給与の遅配等が無かった申立期間②以前の期間についての給与支給額は、預金口座の振込額とおおむね一致している上、当該家計簿に記載された退職前6か月間の賃金総額から計算した離職時賃金日額も、雇用保険受給資格者証の金額に一致していることから、申立

期間②についても当該家計簿に記載の給与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、未払い賃金については、上記預金口座により、退職後に支給を受けていることが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人から提出のあった家計簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成9年10月及び同年11月は24万円、10年4月及び同年5月は22万円、同年6月は20万円、同年7月は22万円、同年8月から同年11月までは24万円、同年12月及び11年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月から同年7月までは24万円、同年8月は20万円、同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は17万円、同年12月は15万円、12年1月は16万円、同年2月は15万円、同年3月から同年5月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が無く不明としているが、申立人が提出した家計簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、同家計簿で確認できる報酬月額又は保険料控除に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA法人B所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和32年7月3日に訂正し、標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和31年9月1日から32年7月3日まで

昭和31年4月から36年9月まで、A法人に継続して勤務したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間だけが厚生年金保険に未加入となっている。

申立期間は、A法人B所で販売員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管する人事記録により、申立人は、申立期間において、A法人B所管内のD事業所で勤務していたことが認められる。

また、この人事記録によると、申立人の申立期間当時の身分は、申立期間後の厚生年金保険被保険者となっている期間の身分と同じ「準職員」であったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間前の昭和31年5月20日から同年9月1日まで厚生年金保険の被保険者となっているところ、申立人と同期入社元同僚は、「申立人は、申立期間前に勤務したB所管内のE事業所と、申立期間に勤務したD事業所において、いずれも販売員として継続して勤務しており、勤務形態や業務内容に変更は無かった。」と供述している。

加えて、申立人が氏名を挙げた申立期間（D事業所）における同僚3人のうち、申立人と同じ身分であったとする2人は、いずれも申立期間において厚生

年金保険の被保険者となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人B所における昭和31年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録に係る資格取得日を昭和26年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月29日から同年12月5日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和26年8月にB社に入社して新入社員教育を受けたのち同年10月に関連会社であるA社(現在は、C社)に配属され、27年6月ごろまで継続して勤務したが、26年10月29日から同年12月5日まで厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書、事業所が保管する労働者名簿及び事業所の回答により、申立人がA社に昭和26年10月29日から27年6月6日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から52年3月まで
年金事務所において年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。申立期間については、父親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入の国民年金被保険者の資格取得日から、A市において、申立期間を経過した昭和53年9月ごろに払い出され、同月16日に資格取得をしていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、父親がA市役所において国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと思うと申し立てしているところ、申立期間当時、申立人の住所はB市C区にあり、A市役所において加入手続き及び保険料納付を行うことはできない。

さらに、B市C区及びA市に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、オンライン記録でも確認できないなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間において大学生であり、国民年金の任意加入期間となることから、昭和53年9月の国民年金手帳記号番号払出時において、申立期間までさかのぼって資格を取得し、保険料を納付する

ことはできない。

その上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないほか、申立人の父親は既に死亡しているため、加入手続等の状況は不明である。

このほか、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月及び同年 8 月

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和 55 年 3 月ごろに、A 町役場で国民年金の加入手続を行い、57 年 8 月まで父親が保険料を納付していた。55 年 4 月から 57 年 6 月までは B 国に行っていたので、この間の保険料は還付を受けたが、57 年 7 月及び同年 8 月の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 町役場で国民年金の加入手続を行い、父親が納付組織を通じて保険料を納付したとしている。しかし、A 町に照会したところ、申立人が納付していたとする納付組織の昭和 55 年度から 57 年度までの国民年金保険料集金名簿が保存されていたが、同名簿では、申立人の 55 年 4 月から 57 年 6 月までの納付記録は確認できるものの、申立期間についての納付記録は無い。

また、A 町が保管する国民年金被保険者名簿でも、申立人が昭和 55 年 4 月から 57 年 6 月まで納付組織を通じて、保険料を納付していたことが確認できるが、申立期間については加入記録、納付記録とも記載が無く、これはオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、戸籍の改製原附票によると、昭和 55 年 4 月 15 日から 57 年 8 月 31 日まで B 国に住所を有しているが、申立期間当時、国民年金法では、日本国内に住所を有しなくなったとき国民年金の被保険者資格を喪失することとされていたことから、申立期間は、制度上、国民年金の被保険者とはなり得ない期間である。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の

父親も故人であるため納付状況等の詳細は不明であるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月から 12 年 3 月まで

申立期間に、A市のB店（厚生年金保険の適用事業所としてはC社）に勤務しており、事業主から厚生年金保険に加入する旨の説明を受け、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する平成10年から12年までの所得税源泉徴収簿により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、C社が保管する申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に申立人の氏名は無い。

また、上記源泉徴収簿並びに平成11年及び12年の給与支払報告書から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A市の記録では、申立人は平成8年9月26日から12年7月6日まで国民健康保険に加入しているほか、オンライン記録では申立期間を含む9年4月1日から12年7月1日まで国民年金の全額免除期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月21日から42年6月14日まで
② 昭和42年8月1日から44年12月1日まで
③ 昭和51年1月1日から52年4月1日まで

昭和35年から52年までA社に勤務し、申立期間①はB支店長、申立期間②はC支店長、申立期間③はD支店主任であったが厚生年金保険の加入記録が無い。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社のB支店長であったとしている。

しかし、申立人が記憶しているB支店長をしていた当時の部下は、「申立人がB支店長として勤務していた期間は昭和46年以降である。」と供述しているほか、申立人の妻は「申立人がB支店長当時、自分もB支店に勤務して申立人を助けた。」としているが、オンライン記録によると、申立人の妻のA社B支店における厚生年金保険の加入記録が確認できるのは、昭和47年10月1日から48年6月30日までの期間である。

また、申立人の戸籍の附票により、昭和46年6月1日から48年10月15日まで申立人がB市に居住していたことが確認できる。

2 申立期間②について、申立人はA社のC支店長であったとしている。

しかし、申立人が前任のC支店長であったと記憶している同僚は、「申立人がC支店長として勤務していたのは、昭和47年から50年ごろであり、申立人がC支店からD支店に異動した後、数か月後に退職したのを覚えている。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和43年9月1日から同年12月1日までE社で厚生年金保険に加入していることが確認でき

る。

- 3 申立期間③について、申立人はA社D支店で勤務したとしている。
しかし、前述の同僚は、「申立人は昭和 50 年ごろC支店からD支店に異動したが、数か月で退職した。」と供述しているほか、申立人の妻も、「D市には2、3か月しかおらず、昭和 50 年にはA社を退職してF町に戻った。」と供述している。

- 4 A社は、オンライン記録によると、平成6年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、後継会社のG社は当時の資料を保管しておらず、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の関係資料から申立人の各申立期間の勤務実態等を確認することはできない。
なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。